## 一般放送の設備設置及び業務開始届出書記載事項変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵 便 番 号 住 所 (ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けの一般放送の設備設置及び業務開始届出書の記載事項の一部を 次のとおり変更するので、有線電気通信法第3条第3項及び放送法第133条第2項の規定によ り届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

- 注1 有線電気通信設備に係る変更事項については、「有線電気通信の方式」、「設備の 設置場所」等を記載すること。
  - 2 変更により有線電気通信法第3条第2項各号に掲げる設備(有線電気通信法施行規則 第2条に掲げるものを除く。)に該当することとなるときは、有線電気通信法施行規則 別紙様式第三の書類を添えて提出すること。
  - 3 一般放送の業務区域の変更をしようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受 諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載 した変更前及び変更後の地図を添付すること。
  - 4 再放送について、新たに放送事業者の同意を得た場合は、その同意書の写しを添付すること。
  - 5 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 6 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。